

令和6年度

福島町議会  
定例会3月会議

議会提出議案

説明資料

福島町議会

令和6年度福島町議会定例会3月会議 議会提出議案説明資料目次

番号	件名	頁
発委10	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	3

## 発委第10号関係

### 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

#### 1. 改正の理由

近年の物価高騰やインバウンド需要の高まりにより、現行で規定している宿泊料の額では対応できない場合が生じてきており、特別職及び一般職の宿泊料について額の見直しを行うこと及び宿泊料内で実費を支弁できない場合に実費相当額で宿泊可能とし、現行の甲地方及び乙地方の区分について併せて見直しを行い本定例会3月会議において、条例の一部改正を提案することから、議会議員歳費・費用弁償等条例についても同様の改正を行います。

#### 2. 改正の内容

##### ① 別表第2の1の表の改正

別表第2の1の表中「14,800円」を「16,000円」に、「11,800円」を「12,800円」に改める。

##### ② 甲地方の改正

別表第2の1の備考中「さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市」を「東京都特別区及び地方自治法第252条の19第1項に基づき政令で指定された地方公共団体(札幌市を除く)」に改める。

#### 3. 施行期日について

令和7年4月1日から施行します。